



安芸津のキャラクター  
せんざぶろうくん

## 産業振興基本条例の制定

### 市議会提案により 東広島市産業振興基本条例を 制定しました。

この条例は、産業発展が地域活性化の役割を果たすと考え、市の産業振興に関する基本理念を定めて地域経済を発展させることで市民生活が向上することを目的としています。

## 産業経済団体代表者の声



黒瀬商工会  
会長 **大田 注**

平成26年6月に国会で小規模企業振興基本法が可決・成立されたのち、東広島商工連絡協議会は地域振興事業において小規模事業者の振興を重要課題として取り組む中、東広島市条例の制定を要望しておりました。

この度、東広島市議会にて「東広島市産業振興基本条例」の制定が議決されましたことは、東広島市における小規模企業者の励みとなり、黒瀬商工会としても力強い支援を頂いたものと思います。

今後は、この条例を生かし地域の小規模事業者の振興に寄与するよう努めてまいります所存です。



東広島商工会議所  
会頭 **木原 和由**

地域の経済や雇用を支える小規模事業者の活性化は地方創生に必要不可欠です。そのため国は小規模事業者を強力に支援する「小規模企業振興基本法」を施行しました。

こうした状況の中、東広島市においても本条例の制定により、戦略的に産業振興施策を展開する体制が整いました。

当所は本年策定した中期行動計画において小規模事業者の経営戦略に踏み込んだ伴走型支援を打ち出しました。条例で謳われていますようにこれまで以上に市をはじめ関係機関と連携を深め一丸となって計画を推進して参る所存です。

市民の皆様におかれましては、地産地消の推進など地元産業の振興についてご理解とご協力をお願い申し上げます。



# 基本理念を決めました!!

産業振興は、事業者の経営努力を基本として、市と様々な団体、市民が協力し合い地域の資源を活用することで経済の活性化を図ることを基本理念としています。

産業振興は、基本方針として以下の事を推進します。

- 第一次産業、第二次産業及び第三次産業の関連性を推進し、新たな市場を開拓する。
- 地域に密着した中小企業事業者の持続的な発展を計画します。
- 新しい物を造り出し、社会の変化や市場の変化に対応するよう努めます。
- 地域の物を積極的に活用し、新しい事業を造り出します。
- 市民の暮らしが良くなるよう様々な就労機会が増えるよう努めます。



のん太



安芸津町商工会  
会長 **山下 勇治**

平成26年6月小規模企業振興基本法が可決・成立以後、東広島商工連絡協議会は、東広島市に対し条例の制定を要望しておりましたが、この度議会にて「東広島市産業振興基本条例」の制定が議決されました。

安芸津町には、小規模企業者が多いだけに、そこに光を当てた同基本法の制定は大きな希望であり、期待が寄せられておりました。

今後、東広島市における小規模企業者の励みとなり、商工会としても心強い支援を頂いたものであり、この条例が小規模企業者に生かされ産業の振興に寄与するよう努めてまいります。



広島県央商工会  
副会長 **下永 速**

国において小規模企業振興基本法が制定されたことを受けて、東広島市議会において、産業振興に関する本条例が委員会提出され、可決されたことを大変喜んでおります。

広島県央商工会では現在、国が定めた「経営発達支援計画」の認定を受け、「伴走型小規模事業者支援推進事業費補助金」と市の支援である「県央地域周遊パスポート作成事業」で新たな事業展開の農商工連携による、特色ある地域づくりに取り組んでおります。

今後も、商工業者の元気が地域の活性化につながるよう、地域の皆様と共にさまざまな事業に取り組んでまいります。